

令和7年度 高松市大学生等UJIターン 就職支援事業補助金



**東京都内に本部があり、
東京圏内にキャンパスがある大学又は大学院
を卒業又は修了して、高松市内にUJIターンし、
香川県内の企業に就職される方！**

東京

埼玉

神奈川

千葉

- ・就職活動に要した**交通費の最大1/2**(1回限り)
- ・就職するために高松市内への**移住に要した移転費**
を交付します！

・交通費：最大 **3万5,000円**

・移転費：**実費相当額**

※最低限の実費であることが証明できない場合は、108,000円

主な要件等は裏面をご覧ください

本補助金の交付を受けるための**主な要件**は下記①～⑤です

なお、4年制大学や大学院に在学中の卒業又は修了年度に、下記③の要件を満たす企業の採用選考の受験に要した交通費を申請することも可能です。

詳細については、下記ホームページ「もっと高松」をご覧ください。

①移住元に関する要件

- ☐ 東京都内に本部があり、東京圏内にキャンパスがある大学又は大学院（以下、「大学等」）に4年以上在学し、卒業又は修了していること
- ☐ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏に継続して在住していること

②移住先に関する要件

- ☐ 大学等の卒業又は修了後、高松市に移住し、香川県内に所在する企業に就職していること
- ☐ 香川県内に所在する企業に就職し、継続して5年以上高松市に居住する意思を有していること

③就業先に関する要件

- ☐ 勤務地が香川県内に所在すること
- ☐ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団から補助を受けている法人を除く。）ではないこと
- ☐ 補助対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
- ☐ その他、要綱で定める要件を満たすこと

④就業条件等に関する要件

- ☐ 勤務時間が週20時間以上である無期雇用契約に基づく就業であること
- ☐ 勤務地限定型社員として採用であること

⑤その他の要件

- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- ☐ 補助対象者を含む全ての世帯員が、高松市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受給していないこと

補助対象経費及び補助金の額

- 交通費：要件を満たす就業先が行った採用選考の受験に要する交通費の1/2（上限3万5,000円）
- 移転費：要件を満たす就業先へ就業するための、高松市への移住に要する最低限の実費

申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月末日

※本チラシは概要を示したものであるため、詳細な要件や申請方法等につきましては、必ずホームページや高松市大学生等UJIターン就職支援事業補助金交付要綱をご確認ください。

お問合せ

高松市 政策局 政策課 地域活力推進室

☎ 087-839-2143

✉ seisaku@city.takamatsu.lg.jp

申請書のダウンロードはこちら

もっと高松



オンライン移住相談はこちら

高松市移住ナビ

